

中央区教育大綱、中央区教育振興基本計画 2025 及び中央区教育委員会の教育目標に基づき、子供・保護者・地域に信頼され、そして、共に働く教職員が互いを尊重し協働する学校、誇りに思う学校を築く。

1 校長の経営理念

「児童が安全安心に通える学校」を目指す。

学校の中心にいるのは言うまでもなく、唯一無二の存在である子供であるが、教職員の指導力や支援、愛情なくして子供たちは十分に活躍することはできない。子供の自尊感情・自己有用感を高め、子供たちが通って良かった・保護者が通わせて良かったと実感できる学校を目指す。そして、教職員にとっても勤めて良かった学校を目指す。

そのためには、学校が組織として機能することが大前提であり、学校が組織として機能できるかどうかは、教職員一人一人の働きに懸っている。協働の姿勢で「子供」を中心に考え、全ての職務を遂行していくこととする。

また、学校運営は、保護者や地域の方々の協力・支援がなければ成り立つものではない。そのため、学習指導要領の理念の一つである「社会に開かれた教育課程」を根本に、学校の教育活動を広く公開するとともに、発信していくことで、信頼される学校づくりに努める。その上で、本校で取り組んできたカリキュラム・マネジメントの視点を生かした授業づくりと、学校運営を中心とした業務改善について、引き続き取り組んでいくこととする。

なお、すべての教育活動は校長の責任のもとで行われるものである。そのため、各主任や管理職への報告・連絡・相談・確認を確実にしつつ、教職員が自分の職責に誇りをもち、のびのびと自信と信念をもって教育活動に臨んでほしい。

「目指す学校像」

- 子どもが安全安心に通える学校
- 教職員が協働の姿勢で、組織的に職務を遂行する学校
- 45 周年の歴史と伝統に誇りをもち保護者・地域から信頼される学校

2 学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、児童一人一人のよさや可能性を十分に伸ばすとともに、心豊かでたくましく生きる子供の育成を目指し、区民の信頼と期待に応える調和のとれた教育を推進する。そのために、以下の目指す児童像・教職員像（教育目標）を設定する。

「目指す児童像」（教育目標）

- 思いやりのある子ども (㊟もだちと仲良くする)
- よく考える子ども (㊤く考える)
- 心も体もじょうぶな子ども (㊤んな元気に過ごす)

㊟もだちと仲良くする ⇒ 人の気持ちを考え、誰にでも優しくできる人

人の話をよく聞き、相手の考えを受け止めることができる寛容な心を持ち、柔軟な対応力や合意形成力を養う。

㊤く考える ⇒ 様々な角度から物事を考え、自分の考えを伝えることができる人

お互いに、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、見通しをもって粘り強く自己の学習課題に取り組む力を養う。

⑦みんな元気に過ごす⇒心の健康と身体の健康を大切にすることができる人

自己有用感が満たされるような居場所があり、心がほぐれた（リラックスした）状態で、元気に友達と関わったり、遊んだりして、強い心と体を養う。

3 求める教職員像

子供一人一人の幸せのために努力を惜しまない教職員

○社会人、教育公務員として法令を遵守し、マナーを身に付けた教職員

- ・自己の崇高な使命を深く自覚しながら、常に自らを律し、その職責の遂行に全力を傾注すること。
- ・笑顔やあいさつで子供や学校を元気にする。コミュニケーションを通して、児童や保護者との関係を円滑に進めること。

○人権感覚をもち、魅力ある授業を展開できる教員

- ・児童一人一人を認め、励まし大切にすることを自覚し、教職員一人一人の言動が児童のお手本となるように心がけること。
- ・児童が自ら学習を進めていくことができ、達成感や満足感、自己肯定感を抱くことができる授業を心がけること。

○豊海小学校の教育目標達成に向け、協働して取り組む教職員

- ・「①学習指導、②生活指導、③外部との連携・折衝、④学校運営・組織貢献」が年間を通して潤滑に回るために、常に協働して（組織）で取り組む。協働からの学び（教え）を通して、個の力が育まれるような組織としていくこと。

★目指す学校像、目指す児童像に迫るため、

【学級を観る⇔学年で観る⇔学校全体で観る】

を常に意識し、誰一人取り残すことのない教育を目指し、本校の教育活動を以下の具体的な取組で進めていく。

4 本年度の具体的な取組

（１）確かな学力の定着

①カリキュラム・マネジメントの推進

- ・児童や地域の実態を踏まえ、教育内容や教育活動に必要な物的・人的資源の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果を最大限図るカリキュラム・マネジメントを推進する。

②基礎的な学習習慣・生活習慣の定着

- ・机上の整理・整頓、メモ等の学習習慣、ノートの使い方、鉛筆、消しゴム、定規の使い方等学習技能の形成とともに、「中央区小学校授業スタンダード」を活用した授業づくりをすすめる。
- ・朝の基礎・基本の時間、放課後補習教室「豊海塾」を行い、基礎学力の定着を図る。
- ・「豊海小学校の約束」に基づき、一日の生活の流れを身に付けさせる。

③魅力ある授業づくり

- ・担任のほか、算数少数担当教員及び都・区の算数講師が連携し、綿密な指導計画を立てた上で少数習熟度別指導を行い、個に応じた指導の充実を図る。
- ・一人1台のタブレット端末、大型提示装置、デジタル教科書等のICT機器を活用し、調べ学習、考えの整理、情報の共有、話し合い活動や発表、個に応じたドリル学習、プログラミング学習等、学習効果を高める授業を推進する。なお、3年生以上については、毎日一度はタブレット端末を活用した授業を行い、週に一度以上、児童同士の意見交流等を行うこととする。1・2年生は実態に合わせて積極的に活用することとする。
- ・各種学力調査結果を活用して、学習状況の把握・分析を行うとともに、学力向上プラン（学校ホームページにアップ）を作成し、授業改善につなげる。
- ・英語専科（3～6年）、ALT、担任（1・2年）が連携した英語教育を推進する。

- ・理科支援員（５・６年）、体育指導補助員（全学年）、図書館指導員（全学年）の効果的な活用
- ・授業力向上を目的とした校内ＯＪＴを行い、指導力の一層の向上を図る。
- ・５・６年生は教科担任制を導入し、教員の専門性と指導力を高めるとともに、児童の興味関心を促す授業づくりを展開する。また、１～４年生でもできる範囲で交換授業を行うなどの工夫を取り入れた授業作りをしていく。学年全体で児童を観る「学年担任」という意識をもつ。

（２）豊かな心の育成

①規範意識の向上

- ・規範意識の向上のために、言語環境を整え、あいさつの励行と「豊海小学校の約束」を徹底し、当たり前のことが当たり前でできる児童を育成する。

②人権教育の推進

- ・互いの多様性を認め、他者に共感できる人権感覚を育成し、思いやりのある豊かな人間性を育成する教育活動を実施する。

③いじめ防止

- ・すべての学級において、学期に１回以上、いじめ防止に関する授業を行うほか、毎学期１回（６・１１・２月）の「ふれあい月間」において「いじめ防止に関するアンケート」、**２年生以上は、心理面のアセスメント（WEBQU）を年２回実施する。**
- ・ＳＣ（スクールカウンセラー）による５年生の全員面談を実施するほか、気になる児童には、積極的に声をかけて面談を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげる。
- ・「豊海小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を月１回開催するほか、随時教職員で情報を共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向け、組織的に対応する。

④不登校（登校しぶり）への対応

- ・ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の人材を活用するほか、適応教室（わくわく２１）、メンタルサポーター、フリースクール等とも連携し、不登校や登校しぶりが見られる児童のケアに努める。

⑤道德教育の充実

- ・道德科では、「いじめ、人間関係」「情報モラル」など児童に身近な課題のほか、「生命の尊さ」「親切・思いやり」「規則の尊重」「公正・公平・社会正義」「節度・節度」を重点として指導を行う。
- ・「道德授業地区公開講座」では、道德教育の意義を啓発するとともに、保護者・地域の方々と連携して、児童の道徳的実践力を高める。

⑥異年齢集団の交流

- ・クラブ活動や委員会活動のほか、兄弟学級を編成し、各教科等における学習や地域清掃等で、異年齢集団による交流を促進し、児童の自己有用感や自己肯定感を高める。

（３）健康教育の推進・体力の向上

①健康教育の推進

- ・健康な生活、けがの防止や病気の予防など、自らの健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践できる資質・能力を育成する。
- ・給食主任、栄養士を中心とした食育を推進する。

②マイスクールスポーツ

- ・短なわ・長なわ月間をはじめ年間を通してなわとびに計画的に取り組む。また、体育科の時間や休み時間に縄跳びカードを活用したり、リズム縄跳びを行ったりすることで体力の向上を図る。

③体力調査の活用

- ・体力調査の実施方法について教員が共通理解を図り、確実に実施する。
- ・児童一人一人に体力向上に向けた目標をもたせ、実践と振り返りを行わせる。

④オリンピック・パラリンピック学習

- ・東京 2020 大会と地域との関わり、パラリンピック競技の体験を通した障害者理解等、「2020 大会レガシー」の構築を進める。

(4) 地域と連携した教育活動の推進

①豊海・勝どき地域の人的・物的資源を活用した学習

- ・豊海・勝どき地域の学習資源を活用した地域の環境、社会的役割等に目を向ける学習を通して、地域を愛し、地域の方々に愛される学校となれる教育活動を展開する。具体的には、地域清掃やボランティア活動、朝潮運河の探訪や市場で働く方を招いた体験学習等を実施する。
- ・総合的な学習の時間や生活科のほか、教科横断型の地域の特色を生かしたカリキュラムづくりを進める。
- ・読み聞かせボランティア「りぷりんと」による読み聞かせ、保護者によるボランティアサークルの活動を推進する。

②開かれた学校

- ・学校ホームページや Google Workspace、連絡配信アプリ「tetoru」を活用してお知らせや学校行事等の情報を定期的に発信することで、情報共有を密にする。
- ・学校重点目標、学校評価、学力向上プランを学校ホームページへ公開、周知を図る。
- ・開かれた学校づくりを推進するため、PTAと連携した学校支援保護者ボランティアをスタートし、補習教室のボランティアや校外学習のサポート等を一元化して募集する。
- ・学校公開、学校行事等で学校の様子をご覧いただくとともに、実施後にはアンケートを依頼し、成果と課題を把握・分析するとともに、改善点を整理し、次年度に反映させる。
- ・2学期に児童及び保護者による学校評価アンケートを実施するほか、学校評議員会、外部評価委員会をそれぞれ年3回開催し、学校の取組状況をお伝えするとともに、学校へのご意見を聴取し、教育活動の改善・充実を図る。

③管楽器クラブの活動の充実

- ・開校以来続く管楽器クラブの地域と連携した行事への参加の取組を推進する。

④45周年記念行事に向けて

- ・45周年の節目に、思い出に残る集会や行事等を実施し、児童が一人一人が生まれ育った豊海・勝どきの地域の良さをたくさん見つけ、豊海小を誇りに思い、これからも大切にできるようにする。

(5) 特別支援教育の推進

①学級における指導の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催し、児童の支援や指導の充実を図る。
- ・適宜、担任、学年主任及び管理職による保護者との面談を実施する。

②うみかぜ（特別支援教室）における指導の充実

- ・特別支援教室巡回指導教員、特別支援教室専門員と学級担任等の連携を図り、個に応じた指導の充実を図る。
- ・保護者とともに、よりよい支援のあり方を検討し、個別指導計画・個別的教育支援計画（育ちのサポートカルテ）に反映し、指導・支援に当たる。

(6) 保幼小・小中連携

①豊海幼稚園との連携

- ・併設園である豊海幼稚園とは、全教職員が本校と一体であるという意識をもち、互いの保育や授業を参観し、幼小のつながりを意識した教育活動を展開する。

②近隣の教育施設との連携

- ・近隣の保育園とは、授業公開等を行うほか、学校の施設利用に当たっては協力を惜しまない。また、近隣の中学校とは月島地区の小学校とともに、年2回の小中連携日を設定し、小中学校のつながりにおける成果と課題を明確にし、改善を図る。

(7) 予算の適正な執行

①予算の適正な執行

- ・計画的で公正、的確な予算執行と費用対効果を常に意識する。
- ・光熱費や印刷代等の節約を徹底する。

- ・教材・教具、図書費、特色ある教育活動、外部講師の報償費等の重点予算の充実と着実な執行を行う。

(8) 危機管理

①登下校の安全確保

- ・学校周辺の再開発に伴い、工事関係車両が頻繁に行き交う状況が続くことが予想されている。また、通学路の微調整も必要になってくることが予想されているが、児童の安全を第一に考えて対応する。なお、タワーズ横及び正門付近の車両通過に伴う警備員の配置は引き続き行う。

②給食アレルギー対応

- ・学校給食の安全管理を徹底する。特に、アレルギー対応については、給食指導管理表に基づく管理を行い、担任不在時の補教教員を含めた情報共有を徹底する。

③安全点検

- ・校内各所の環境整備と安全管理、月一回の安全点検の確実な実施と危険箇所発見時の連絡及び補修等の対応の迅速化を図る。

(9) 服務規律の厳正

- ・服務事故防止月間（7月・12月）は体罰・個人情報管理・セクハラ・飲酒運転等の事例を用いた研修を実施するほか、適宜夕会において、校長から講話を行い、服務事故の未然防止を図る。

(10) 働き方改革の着実な履行

- ・ＩＣカードにより、在校時間について自身の状況を把握し、働き方改革について意識付けを行う。
- ・校務支援システムを十分に活用することで、打ち合わせ等の時間を削減し、校務の効率化を図る。また、休憩時間を確保し、職務の充実を図る。
- ・学校業務支援員を活用し、教員がやらなければいけないこと、教員がやらなくてもいいことの線引きを行い、子供と向き合う時間を確保するとともに教員の負担を軽減する。
- ・学校衛生委員会を定期的開催し、労働衛生環境を改善する。

4 昨年度との主な変更点について

【主な年間行事の変更点】

- ① 運動会 5月→11月
(1学期は6月に周年行事を実施・熱中症等を気にせず、全学年児童、全教職員が一堂に会して実施予定)
- ② 水泳指導 5月末指導開始～1学期末で終了
・夏季休業中の実施をしない→豊海塾を4日間実施
(猛暑日が続く、6年度は夏休み中にほとんど実施できなかったため)
- ③ 保護者会 4月と3月に対面のみで実施(9月は個人面談を実施)
- ④ 個人面談 5月・9月 12月は希望者のみ
(5月→年度当初に実施し、保護者との共通理解を図る。9月は10月配付の通知表の所見に代わる内容をお伝えする)
- ⑤ 音楽発表会 12月に実施
- ⑥ 作品展は毎年実施 2月～3月上旬(体育館ではなく廊下に作品を掲示する)
- ⑦ 引き渡し訓練(避難訓練) 4月の学校公開時(年度当初に、引き取り方を知っていただくため)

【主な取組の変更点】

- ① 衣替え 帽子のみ 白帽子6月始～9月末まで
- ② 通知表 10月は、「よくできる・できる・もう少し」学習の記録の表記のみ
3月に、全ての所見を記載
行動の記録の廃止(評価の観点の設定が難しいため)
- ③ 学校公開 年5回 土曜日3回 振替休業日を含まない公開日(区教委からの通達)
平日 2回 (平日しか来られない保護者の方にも観ていただくため)

④ 校内別室指導支援員配置

不登校及び不登校傾向の児童が安心して過ごすことができる教室以外の居場所において、一人一人の状況に応じた適切な支援を行う。